「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正

平成 25 年2月 21 日 (下線部分変更箇所)

	新	IH
交付目論見書の作成に関する規則		交付目論見書の作成に関する規則
第1条~第2条	(略)	第1条~第2条 (同 左)
(本文中の記載事項及び記載) 第3条	順) (略)	(本文中の記載事項及び記載順) 第3条 (同 左)
2 前項第1号②の二に規定する通貨選択型投資信託等は、通貨選択型投資信託(投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益(<u>為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)</u> 及び為替差益)を追求する投資信託をいう。)及び単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託とする。		できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による 複数の収益(為替ヘッジプレミアム 及び為替差益)を追求する投資信託をいう。)及び単一の通貨
	(以下略)	(同 左)
附則		
1. この改正は、平成25年2月21日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。		
2. 前記1.にかかわらず、正を妨げない。	会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うこ。	